

令和5年度 愛媛県公共事業評価委員会 議事要旨

日時：令和5年10月26日(木) 09:30～11:30
会場：水産会館6階大会議室

- 1 開会
- 2 開会挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 審議

(1) 審議方法

事業採択後一定期間が経過している40事業の再評価と交付期間が終了した社会資本総合整備計画4件の事後評価について審議する。

再評価事業のうち特に詳細に審議が必要と思われる2事業及び河川事業、砂防事業を個別審議として選定し、残り1事業及び事後評価4計画については一括審議とする。

個別審議事業については、事前に各委員からの意見等により選定した以下の事業に決定

- 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）（高野地地区）
- JR松山駅付近連続立体交差事業
- 河川事業 10事業
- 砂防事業 27事業（うち急傾斜4事業）

(2) 個別審議

事業番号2：水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）（高野地地区）

【農地整備課】

- ・上記事業について、資料により説明

【委員】

- ・本地区のみかん農家数及びその中で後継者がいる農家数を教えてほしい。
- ・便益計算では、本事業により生産量が2割増しとなっており、単価も3割増しとなっているが、算出根拠は何か。
- ・事業が6割ほど進捗しているが、現段階で、水が配給されるようになったところもあるのか。

【農地整備課】

- ・事業参加者が39名、うち担い手16名となっている。
- ・生産量については、農林水産省のマニュアルに基づき算定している。単価については、近傍の南予用水施設を活用している箇所としていない箇所の単価差を参考に算出している。
- ・現段階では水の配給ができていない。

【委員】

- ・入札不調は特殊な工法を採用しているなど技術的な問題によるものか。
- ・変更追加された置き換えコンクリート基礎はどういった場所で必要となったのか。

【農地整備課】

- ・本事業は主に管の敷設工事であるが、平成30年の豪雨で被害を受けた畑かん施設の復旧に多くの管業者が関わったため、受注が困難な状況であったと考える。
- ・水槽の施工箇所を掘削したところ軟弱層が確認されたため、置き換えコンクリートを施工したものである。

【委員】

- ・維持管理費節減便益について詳しく説明してほしい。

【農地整備課】

- ・既存の南予用水関連施設の維持管理費及び本事業で新設される施設の維持管理費で、本事業で新設される施設の分だけ維持管理費が増となる

【委員長】

- ・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『事業継続』ということによろしいか。
＜異議なし＞
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『事業継続』とする。

事業番号40：JR松山駅付近連続立体交差事業

【都市整備課】

- ・上記事業について、資料により説明

【委員】

- ・労務単価、材料費の高騰による増額の内訳を教えてください。

【都市整備課】

- ・前回審議いただいた令和2年度と比較して、労務費は11%増加している。材料費については、コンクリートが27%増加、鋼材が67%増加となっている。

【委員】

- ・橋梁工事の設計ミスにより事業期間が延期となっているが、手直し工事の費用は事業費に含まれているのか。

【都市整備課】

- ・設計ミスの手直しに係る費用については、原因者負担としており事業費には含めておらず、県民の負担は生じない。

【委員】

- ・事業が長期間に及んだ理由は何か。

【都市整備課】

- ・事業規模が大きく、住民説明や用地交渉に時間を要した。

【委員長】

- ・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『事業継続』ということによろしいか。
＜異議なし＞
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『事業継続』とする。

河川事業 10事業

【河川課】

- ・河川事業全般の目的や便益算出方法等について、資料により説明

【委員】

- ・事業によってB/Cの数値にばらつきがあるのはなぜか。
- ・御坂川のB/Cが前回から大きく上昇している理由は何か。

【河川課】

- ・被害が想定される範囲に家屋などの資産が多ければB/Cが大きくなる。
- ・御坂川では、前回評価は氾濫形態を「貯留型氾濫モデル」として氾濫シミュレーションを実施していたが、今回、現在の地形条件等を踏まえて、氾濫形態を「拡散型氾濫モデル」に見直したことで想定被害範囲が拡大し、それに伴い便益が上昇している。

【委員】

- ・事業名が複数あるが、工種・工法に違いはあるのか。

【河川課】

- ・事業規模等で補助を受ける事業名が違うものの、どの事業も河川の拡幅が主であり、事業内容に違いはない。

【委員】

- ・肱川の大規模特定河川事業と事業間連携河川事業について、増額の主な理由は何か。

【河川課】

- ・肱川の大規模特定河川事業については、事業採択後に有識者からの意見を踏まえて河道計画を再検討したことにより河道掘削や護岸工を追加する必要が生じたなどであり、事業間連携河川事業については、詳細設計において現地を精査したところ護岸工を大型ブロックへ構造変更する必要が生じたなどである。

【委員長】

- ・当初計画からの増額が大きい場合、既存事業の変更とするのではなく、追加分は新規事業として事業化の妥当性を審議すべきではないか。

【河川課】

- ・今回の案件については、事業区間は変わっておらず、有識者や地元の意見を踏まえた工法変更等による増額であるため、あくまでも既存事業の変更として考えている。

【委員】

- ・過去に大きな災害が発生し、整備が急がれている箇所のある事業であり、それぞれについて専門家による審議会の意見等も踏まえて実施されているものだと思うが、増額が大きいものについては、詳しく説明が必要だと感じて質問させていただいた。

【委員】

- ・昨今の豪雨は想定外の雨量となることも多いと思うが、今後、河川整備の計画を見直していく必要があるのか。

【河川課】

- ・一級河川では、気候変動等を踏まえて河川整備基本方針が改正されているところもあるが、県管

理の二級河川については、まずは近年に浸水被害が発生した箇所被害解消を目指しており、従来の計画での整備を進めているところ。

【委員長】

- ・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『事業継続』ということによろしいか。
＜異議なし＞
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『事業継続』とする。

砂防事業 27事業（うち急傾斜4事業）

【砂防課】

- ・砂防事業全般の目的や便益算出方法等について、資料により説明

【委員】

- ・当初計画で砂防ダム1基としていたものが、3基に変更となっている箇所があるが、変更理由は何か。

【砂防課】

- ・当初計画では溪流面積から流出土砂量を想定していたが、詳細設計にあたり現地を踏査したところ上流域に不安定土砂が確認されたため、それらも含めて土砂を100%補足できるよう計画を見直したところ、砂防ダム数が3基に変更となった。

【委員】

- ・急傾斜地保全対策事業について、保全人家が少ない場合は事業対象とならないのか。
・事業期間中に保全人家の住民がいなくなった場合は、事業中止となるのか。

【砂防課】

- ・県が実施する急傾斜地保全対策事業は、人家10戸以上が国の採択要件となっているが、10戸未満の場合は、市町が県の補助を受けて事業を実施することができる。
・今までそういった事例はないが、事業開始段階には、現地で保全対象の家屋を確認し、人が住んでいる家屋が10戸未満であれば事業対象外としているため、状況に応じて判断することになると思う。

【委員】

- ・主な事業期間の延長理由を教えてください。

【砂防課】

- ・山間地での実施となるため、国土調査が進んでいない市町があることや相続多数地、所有者不明地などにより、用地買収までの準備に期間を要することが多い。そういった場合は、市町や地元の世話役などと協力して迅速な解決に取り組んでいる。

【委員長】

- ・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『事業継続』ということによろしいか。
＜異議なし＞
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『事業継続』とする。

(3) 一括審議

(再評価)

事業番号 3 1 : 道路改築事業 ((一) 新居浜東港線 東田工区)

(事後評価)

社会資本整備総合交付金の整備計画

計画番号 1 :

地方創生と生産性革命につながる企業・産業活動を支援し生産拠点と交通拠点とをつなぐ街路整備

計画番号 2 :

後世に引き継ぐことのできる快適な水環境の創造を図る下水道事業の推進 (重点計画)

防災・安全交付金の整備計画

計画番号 3 : 通学路等の生活空間における交通安全対策の推進 (防災・安全)

計画番号 4 : 道路施設の計画的な老朽化対策の推進 (防災・安全)

【委員長】

- ・それでは、残りの再評価 1 事業については『事業継続』、事後評価 4 計画については内容が『妥当である』という判断でよろしいか。

<異議なし>

特に異議がないということで、当委員会の意見として再評価 1 事業は『事業継続』、事後評価 4 計画については内容が『妥当である』とする。

【委員長】

- ・事業によっては前回から B/C の値が大きく変わっているものがあり、事業ごとの値のばらつきも大きくなっているため、全事業を同じ基準で評価できるような算定方法が求められる。

以上をもって、本日の審議をすべて終了する。